

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負・修繕請負）（少額随意契約を除く）

1 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 西部水道センター 空気調和設備修繕	諸設備	本市指定場所	有限会社エアメンテ	¥1,100,000	令和7年7月14日	地方公営企業法施行令第21 条の13第1項第5号	K9	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 西部水道センター空気調和設備修繕

### 2 契約の相手方

有限会社エアメンテ

### 3 随意契約理由

本件は、西部水道センター新棟4階に設置している空気調和設備の修繕を行い、機能回復を図るものです。

今回の故障は、令和7年6月19日に当該センター職員によりエアコンの効きが悪いことが確認されたため、当日中に空調設備の保守点検業務受注者による現地調査を行ったところ、エアコンの基幹部品である熱交換器に不具合が発見され、当該部品並びに関係部品の取替に加えて、冷媒ガスの再充填を行わなければ、室温調整が正常に機能しないことが確認されたものです。

当該設備は、4階フロア全体の室温調整を行うものであり、24時間体制で緊急対応を担う部署が在籍することから、既に真夏日が続く中、空調設備が故障した執務室で職務し続けることにより、職員の健康状態に影響をおよぼすなど、安全衛生上問題があります。本来であれば競争入札による契約手続きを取るべきところですが、早急に修繕しなければ契約の目的を達成することができないことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を適用するものです。

契約相手方は、当該センター空調設備の保守点検業務の受注者であり、故障時に臨時点検を実施したことにより、修繕内容を詳細に把握しておりかつ迅速な対応が可能です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号

### 5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）